

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱（平成24年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第8条の規定により、スマートフォン専用アプリ（以下「アプリ」という。）を活用して事業等の登録等を行う者については、この限りでない。

第3条第2項第4号中「等の交付」の次に「（評価ポイントを活用して転換交付金等の交付を受けようとする者（以下「交付金等申請者」という。）から管理機関に転換交付金等の受領等について委任があった場合に限る。）」を加える。

第4条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第7条第1項中「評価ポイントを活用して転換交付金等の交付を受けようとする者（以下「交付金等申請者」という。）」を「交付金等申請者」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（アプリによる事業実施）

第8条 事業対象者は、アプリを活用し、第4条から前条までに規定する、ポイント事業等の登録申請、ポイント手帳の交付、活動確認スタンプの押印、評価ポイントの付与、転換交付金等の交付申請及び転換交付金等の交付に係る一連の手続を行うことができる。

- 2 アプリを活用したポイント事業等の登録を希望する者は、アプリをダウンロードし、登録に必要な手続を行わなければならない。
- 3 アプリを活用してポイント事業等の登録を行った者（以下「アプリ登録者」という。）のポイント手帳は、アプリ内で表示するものとする。
- 4 受入機関等は、アプリ登録者がポイント付与対象活動を行ったときは、市長が別に配布する二次元コード（以下「活動確認スタンプ用二次元コード」という。）によって、第4条第8項に規定するポイント付与対象活動の評価を行うものとする。この場合において、活動確認スタンプは、アプリ内のポイント手帳に活動確認スタンプを表示させることにより押印したものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により活動確認スタンプ用二次元コードによるポイント付与対象活動の評価を行うことができないときは、受入機関等は、同項に規定する活動確認スタンプの付与を管理機関等で後日行うことが

できる引換券をアプリ登録者に交付するものとする。

- 6 第6条及び前条の規定にかかわらず、アプリ登録者に係る評価ポイントの付与及び転換交付金等の交付の申請は、アプリを運用する事業者（以下「アプリ運用事業者」という。）が、当該アプリ運用事業者が管理するデータのうち市長が別に指定するものを市長に送付することにより行われたものとみなす。
- 7 市長は、前項の規定によりアプリ登録者に係る評価ポイントの付与及び転換交付金等の交付の申請があったときは、当該交付金等申請者に係る介護保険料の未納又は滞納の有無、申請内容等を審査し、転換交付金等の交付の可否及び交付する転換交付金等の額をアプリ運用事業者に伝達するものとする。
- 8 アプリ運用事業者は、前項に規定する伝達に基づき、交付金等申請者に対して転換交付金等の交付を行う。
- 9 アプリ登録者に対する転換交付金等の交付は、アプリ運用事業者が管理し運用する電子ポイントで、特定の店舗等で使用が可能であるもの（以下「電子ポイント」という。）の付与により行うものとする。この場合において、当該電子ポイントの算定基準は、前条第7項の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に相当する電子ポイント数とする。
- 10 前条第4項に規定する当該交付金等申請者への決定通知は、前項に規定する電子ポイントの付与をもって行ったものとみなす。

別表第1中「、地域貢献学習」を「及び地域貢献学習」に改め、「並びに鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱（平成20年鹿屋市告示第24号。以下「検診等要綱」という。）別表に掲げる検診等又は人間ドック及び脳ドックの受診」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

活動内容	付与する評価ポイント
1 参加型のポイント付与対象活動	1回当たり1ポイント
2 ボランティア型の活動	1回当たり3ポイント
3 前2号に掲げるもの以外のポイント付与対象活動	1回当たり1ポイント

備考 取組強化月に第2項の活動を行った場合は、当該右欄に掲げる付与する評価ポイントの2倍のポイントを付与する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第3条、第4条、第8条、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日以後に行うポイント付与対象活動から適用し、同日前までに行われたポイント付与対象活動については、なお従前の例による。